（生産推進室及び国際室並びに企画官、生産専門官、総務・会計専門官及び国際専門官）

第三十二条　総務課に、生産推進室及び国際室並びに企画官四人、生産専門官二人、総務・会計専門官一人及び国際専門官四人を置く。

2～9　（略）

（調整室並びに経営調査官、経営専門官及び総務・会計専門官）

第四十六条　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

（削る）

（経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官）

第六十二条　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官一人を置く。

2～6　（略）

（オリンピック・パラリンピック担当専門官の職務）

第百二十三条の三　オリンピック・パラリンピック担当専門官は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（調整官、企画官及び地域農政調整官）

第百六十条　企画調整室に、調整官二人、企画官三人（東北農政局にあっては、四人）及び地域農政調整官一人（中国四国農政局にあっては、二人）を置く。

2～4　（略）

（総務部の所掌事務）

第百六十一条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

（削る）

十～十六　（略）

（総務部等に置く課等）

第百六十七条　（略）

2　総務部に、次の二課及び事業経理官一人を置く。

総務課

会計課

3　北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局に、企画調整室、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村振興部及び統計部に置くもののほか、次の二課及び事業経理官一人を置く。

総務課

会計課

（生産推進室及び国際室並びに企画官、生産専門官、総務・会計専門官及び国際専門官）

第三十二条　総務課に、生産推進室及び国際室並びに企画官四人、生産専門官三人、総務・会計専門官一人及び国際専門官四人を置く。

2～9　（略）

（調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税転嫁対策官）

第四十六条　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税転嫁対策官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　消費税転嫁対策官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する消費税転嫁対策特別措置法第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務の総括に関する事務を行う。

（経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官）

第六十二条　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官二人を置く。

2～6　（略）

（オリンピック・パラリンピック担当専門官の職務）

第百二十三条の三　オリンピック・パラリンピック担当専門官は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（調整官、企画官及び地域農政調整官）

第百六十条　企画調整室に、調整官二人、企画官三人（東北農政局及び関東農政局にあっては、四人）及び地域農政調整官一人（中国四国農政局にあっては、二人）を置く。

2～4　（略）

（総務部の所掌事務）

第百六十一条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

十一～十七　（略）

（総務部等に置く課等）

第百六十七条　（略）

2　総務部に、次の二課及び厚生官一人を置く。

総務課

会計課

3　北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局に、企画調整室、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村振興部及び統計部に置くもののほか、次の二課及び厚生官一人を置く。

総務課

会計課